

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

				資料番号	31	担当課	自然保護課
法令名	愛媛県自然環境保全条例	根拠条項	21 - 4 -	許認可等の内容	特別地区内の鉱物の掘採又は土石の採取の許可		
愛媛県自然環境保全条例規則第 15 条第 5 号及び第 14 号							
<p>(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ア 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。 イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。 ウ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 エ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 オ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(14) 次に掲げる行為 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ア 災害の防止のために必要やむをえない行為 イ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為</p>							